

公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年5月22日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成25年度

部局名：上下水道部

		指摘事項等	措置状況
意見	事務監査	中央浄化センターでは、平成13年度に廃止したし尿処理施設の設備が残されたままになっている。危険度が高い設備は撤去されてはいるが、残存施設についても放置できるものではないので、事故・災害による損壊、侵入の防止など安全確保のための対応について万全を期されたい。	当該施設の危険箇所を再確認し、老朽化が進んでいた沈砂除去棟（建屋、機械・電気設備）を撤去した。また、当該施設への立入りを防止するため、敷地外周に侵入防止柵を設置するなど安全対策を講じた。